

令和2年11月30日
農 林 水 産 省
財 務 省

独立行政法人農林漁業信用基金

農林漁業者等に対する年末金融の円滑化について

独立行政法人農林漁業信用基金におかれましては、日頃より、農林漁業者等に対するきめ細かい配慮を行っていただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

これから年末の金融繁忙期を迎えるに当たり、改めて、下記の点に努めることを農業信用基金協会等に対して依頼しておりますので、保険・保証業務についても万全の態勢をおとりいただくようお願いいたします。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制により、農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、適時適切な保証、担保徴求の弾力化、既往債務に係る返済猶予等の条件変更について、引き続き農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めること。
- (2) 窓口における親身な対応や可能な限りの迅速な保証手続きに努めるとともに、金融機関とより一層連携し、円滑な運用を図ること。保証審査に際しては、赤字や債務超過といった形式的な事象のみで判断するのではなく、農林漁業者等の経営実態や特性、農林漁業者等の経営改善計画及び金融機関の経営支援体制等を十分に踏まえた判断を行うこと。
また、その際には、可能な限り申込者が既に提出した資料を再活用するなど、農林漁業者等の負担軽減を図ること。
- (3) 農林漁業者等への資金供給が円滑に行われるよう、地域の金融機関と十分な連携を図ること。
- (4) 新規の保証のみならず、既往の保証付貸出金の返済負担を軽減するため、条件変更、借換えや一本化への協力など、できる限り農林漁業者等の個別事情に応じた柔軟な対応を図ること。